

国立大学法人鳴門教育大学経営協議会規則

平成16年 4 月 1 日

規則第 2 号

改正 平成19年 3 月 23 日規則第 2 号

平成21年 3 月 31 日規則第 8 号

平成22年 3 月 24 日規則第 7 号

平成26年 3 月 24 日規則第 7 号

平成27年 2 月 3 日規則第 1 号

平成29年 3 月 8 日規則第 7 号

平成31年 3 月 13 日規則第 9 号

令和 4 年 3 月 9 日規則第 9 号

令和 7 年 1 月 31 日規則第 4 号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号）第9条の規定に基づき、国立大学法人鳴門教育大学経営協議会（以下「経営協議会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定める。

(組織)

第2条 経営協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 学長

(2) 理事

(3) 学長が指名する職員 2人以内

(4) 役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの 7人以内

2 経営協議会の委員の過半数は、前項第4号の委員でなければならない。

(任期)

第3条 前条第1項第3号に規定する委員の任期は2年、前条第1項第4号に規定する委員の任期は3年とし、それぞれ再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、当該委員を指名した学長の任期の末日を超えることはできない。

3 前2項の規程にかかわらず、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項等)

第4条 経営協議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、本法人の経営に関するもの

(2) 中期計画に関する事項のうち、本法人の経営に関するもの

(3) 学則（本法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は廃止に関する事項

(4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

(5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

(6) その他本法人の経営に関する重要事項

(議長)

第5条 経営協議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、経営協議会を主宰する。

3 学長に事故があるときは、あらかじめ学長が指名した理事が議長となる。

(定足数)

第6条 経営協議会は、委員の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開くことができない。

(議決数)

第7条 経営協議会の議事は、特別の定めがある場合を除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(持ち回り)

第8条 議長は、やむを得ない理由により経営協議会を招集するいとまがないと認められる場合においては、第6条の規定にかかわらず、事案の概要を記載した書面を委員に持ち回り、その意見を徴し、又は可否を問い、その結果をもって経営協議会の議決とすることができる。

2 前項の規定により議決を行った場合は、議長は、次の経営協議会において報告しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第9条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を経営協議会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(委員会等の設置)

第10条 経営協議会に、専門的事項を調査検討させるため、必要に応じ委員会等を置くことができる。

2 委員会等の組織及び運営については、別に定める。

(事務)

第11条 経営協議会の事務は、総務部総務課において処理する。

(細則)

第12条 この規則に定めるもののほか、経営協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 施行日において、第2条第4号の規定により選出された委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。